

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学令和4年度計画

前文

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学は、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの6年間における中期計画を達成するための令和4年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 就職希望者就職率（学部）：100%
- ◆ 国家試験は、次の合格率を目指す。

国家試験	目標合格率
看護師	100%
保健師	100%
助産師	100%
管理栄養士	100%
社会福祉士	75%
精神保健福祉士	100%
理学療法士	100%
作業療法士	100%

- ◆ 日本看護協会認定審査は、次の合格率を目指す。

認定審査	目標合格率
認定看護管理者	75%
感染管理認定看護師	85%

- ◆ 授業評価の結果：実施率：100% 5段階中4以上：80%（学部）
実施率：100%（大学院）
実施率：100% 5段階中4以上：80%（実践教育センター）
- ◆ 図書館の利用者数：—
- ◆ ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）研修実施回数：12回
- ◆ 学部入学者受験倍率：2.5倍（学部）
大学院入学者受験倍率：1.5倍（大学院保健福祉学研究科博士前期課程）
定数確保（大学院保健福祉学研究科博士後期課程）
定数確保（大学院ヘルスイノベーション研究科修士課程）
- ◆ 大学説明会の実施回数：65回

(1) 人材の育成に関する取組み

ア 学部教育

(ア) 看護学科

- ・2022年度入学生から改正した新カリキュラムを適用する。
- ・2021年第4学年を対象としたアンケートによるカリキュラム評価結果を、2022年新カリキュラムでの講義・演習・実習等に反映させる具体的

運用について検討する。

- ・新カリキュラムでの新設科目・変更科目の講義、演習、実習の準備および実施状況をモニタリングし、円滑に運用できるようにする。
- ・国家試験については引き続き各試験種目で合格率 100%を目指し、模擬試験や個別支援を実施する。2 年生、3 年生を対象とした低学年模擬試験を実施し、意識づけおよび早期からの学習の積み重ねを図る。

(イ) 栄養学科

- ・栄養学科教員間で FD を実施し、令和 3 年度に明確にした 3P との整合性を中心にカリキュラムやシラバスの点検・調整を行うことで、人間栄養学を基本とし、栄養と健康・疾病等との関係を探究し、人の栄養・食事の課題を解決する知識・技術・実践力の総合的な教育を目指す。
- ・必修科目である給食経営管理論臨地実習Ⅰ、臨床栄養学臨地実習Ⅰ・Ⅱ及び公衆栄養学臨地実習Ⅰに関し、現状を踏まえて実施方法について検討を行う。
- ・選択科目である臨床栄養学臨地実習Ⅲ及び公衆栄養学臨地実習Ⅲの関し、開講に向けて実習施設を調整し、手順を計画する。
- ・臨地実習の具体的な運営方法を検討し、臨地実習先のプリセプターと共有化することでより効率的な運営を目指す。

(ウ) 社会福祉学科

- ・実習先指導者との課題意識の共有に向けた取組みを継続して行い、ヒューマンサービス実践のためのコンピテンシーの獲得に向けた実習教育の質的向上に努める。
- ・新型コロナウイルス感染予防対策と教育のあり方について、教員間で情報を共有し、検討を行う。
- ・新カリキュラムの実施に伴い、カリキュラム全体の円滑な運用を図る。また、新設科目・変更科目を中心に、カリキュラムポリシーに則り適切な授業内容となっているか点検を行う。
- ・新カリキュラムの実施に伴い、新たな実習先との協力体制の構築を図る。

(イ) リハビリテーション学科

a 理学療法学専攻

a 理学療法学専攻

- ・新カリキュラムの指定された教育内容を適切に反映させるため、基礎科目と専門科目との授業内容の点検を行う。
- ・新カリキュラムに伴う理学療法学臨床実習の新規実習施設の確保ならびに実習指導者の質の向上に取り組む。

- ・ 理学療法学臨床実習については、実習施設と十分協議を行い、感染防止策を講じながら実施する。

b 作業療法学専攻

- ・ 新カリキュラムの指定された教育内容を適切に反映させるため、基礎科目と専門科目との授業内容の点検を行う。(再掲)
- ・ 新カリキュラムに伴う作業療法学臨床実習の新規実習施設の確保ならびに実習指導者の質の向上に取り組む。
- ・ 作業療法学臨床実習については、実習施設と十分協議を行い、感染防止策を講じながら実施する。

(オ) 人間総合科

- ・ ヒューマンサービスの実現に必須な基礎教養を効果的に修得できるような教育内容の点検を継続的に行う。
- ・ 所属教員の専門分野が多岐に渡るという特性を活かし、様々な角度から「人とはなにか」を理解できるよう努める。
- ・ 人間総合教育科目群、連携実践教育科目群については、学生の効果的な修得につながるよう、点検を行う。
- ・ 他学科のカリキュラム改正に対応し、講義内容、講義形態の見直しを速やかに行い、円滑な運営ができるよう努める。
- ・ コロナ禍による講義、実習等の様式変化に対応するとともに、これら新しい様式をポストコロナ時代にも活用できるよう取り組む。

イ 大学院教育

(7) 保健福祉学研究科

a 博士前期課程

- ・ 保健医療福祉に関する総合的な知識や、他職種と連携して領域を超えた総合的なサービスを提供できる能力を身に着けるため、多職種の専門性への理解を深めるとともに、連携を構築するために重要なパートナーシップを構築するための学習の機会を提供する。
- ・ 上記取り組みを効果的に実践するために、他領域の授業の受講ができるように、オンデマンドの活用等を検討する。
- ・ 上記の取り組みを充実させるために、カリキュラムの改正の検討等引き続き検討を行う。

b 博士後期課程

- ・ 保健、医療及び福祉の現場における諸課題を取り上げ、実践的なサービスや人材育成、多職種連携のあり方等、専門的知見を踏まえた解決策と評価方法の検討、政策提案が学習できる機会を提供する。

- ・ 令和3年度に引続きカリキュラム改正について検討を行い、令和5年度から新カリキュラムを稼働させる。

(イ) ヘルスイノベーション研究科

a 修士課程

- ・ 現代の保健医療課題に対応する新たな人材需要に応えるために、公衆衛生学を基盤としたイノベーションの創出に取り組む教育・研究を行う。
- ・ 最先端技術等を含めた様々な専門領域の知恵を学際的に結集して、保健医療の新たな価値創出に向けたヘルスイノベーションを起こすことができる人材の育成を図る。
- ・ 必修科目は全て英語で講義を行い、英語の講義のみでも修了できるカリキュラムとしているが、国際的人材としての能力を身につけるため、選択科目においても、その単位数のうち、50%以上の講義言語を英語とするとともに、海外大学や国際機関等と連携した講義を1回以上実施する。

b 博士課程

公衆衛生の視点による科学的根拠に基づいたアプローチによって社会変革に意を尽くし、国際社会の将来を牽引することができる国際的高度専門人材の育成を図る。

ウ 実践教育センター

(7) 教育課程

- ・ 保健、医療及び福祉分野の専門職の継続教育として、教員・教育担当者養成課程（看護コース・介護コース）、認定看護管理者教育課程（ファーストレベル・セカンドレベル・サードレベル）、栄養ケア・マネジメント課程、感染管理認定看護師教育課程、多職種連携推進課程の5課程を開講し、各分野の人材育成を図る。
- ・ 教育の充実を目指し、教育カリキュラムの見直し、横須賀・川崎キャンパスとの連携、特にICTを活用した連携を進める。

(イ) 教育研修

保健、医療及び福祉分野の実習指導者の養成のほか、今日的なニーズを捉え、各分野の個別課題等に着目した、現場での実践力向上を図る専門研修を行う。(23 研修)

(ウ) 実践研究

- ・ 医療・保健福祉の実践者が研究を推進していくための支援を行う。
- ・ 実践者向けに研究の基礎的講座を開講する。
- ・ 実践者への研究への参画を推進するために、リサーチcommons、研究プラットフォームの整備を行う。

(2) 教育内容等

ア 教育内容及び方法

(7) 学部教育

a 教育内容

- ・ 在学生への授業評価や実習施設・就職先からの意見聴取等を行い、学生のニーズや社会からの要請等を把握し、授業科目の内容に反映させる。
- ・ 象徴科目、人間総合教育科目、連携実践教育科目に関する卒業年次生の評価調査結果を分析し、学部のディプロマポリシーとの整合性の観点から課題を検討する。

b 教育方法

- ・ 実験・実習器具、装置等の更新に係る計画に基づき、適宜導入・更新に取り組む。(学部・大学院保健福祉学研究科共通)
- ・ オンライン授業に関するアンケート調査の結果をふまえ、多くの教員が教育効果を高める授業方法を実施しやすくするための仕組みに関する検討を行う。
- ・ 授業評価結果の活用方法について教員間で共有し、学生による評価を活かした授業方法の改善について検討する。
- ・ 地域社会の課題をふまえた実践的な教育に資するためのゲストスピーカーの活用実態について調査し、現状を共有し、有効な活用を促す。
- ・ ティーチング・アシスタントの活用実態とニーズについて把握する。
- ・ 感染症流行等の状況の中でも臨床現場等での実習が効果的に行うことができるように、実習指導者との協働を図る。

(4) 大学院教育

a 教育内容

- ・ 助産師課程カリキュラムの詳細を令和4年度中に決定し、研究科運営会、教授会で審議する(保健福祉学研究科博士前期課程)。
- ・ 令和3年度に学生から聴取した意見について、検証の場を設け、教育内容や授業方法の検討を行う(保健福祉学研究科博士前期・後期課程)。
- ・ 令和3年度に引続きカリキュラム改正について検討を行い、令和5年度から新カリキュラムを稼働させる(保健福祉学研究科博士後期課程)(再掲)。

- ・ 保健医療・公衆衛生の専門的な知識と、科学的な評価分析能力を修得するため、公衆衛生教育科目を用意するとともに、新たな課題解決の方策を立案するため、イノベーション手法の体得等を目的とした講義・演習を提供する。(ヘルスイノベーション研究科修士課程)
- ・ 令和3年度にカリキュラムの見直しを行ったことから、授業評価等を通じて有効性を検証する。(ヘルスイノベーション研究科修士課程)
- ・ 保健・医療・福祉の分野における社会システムや技術の革新に関わるより専門的かつ高度なヘルスイノベーション研究に携わる「知のプロフェッショナル」を育成するための講義・演習を提供する。(ヘルスイノベーション研究科博士課程)

b 教育方法

- ・ 保健、医療及び福祉の分野に捉われない幅広い知識を修得し、他領域との連携・協働を図ることを目的とした共通科目の学習方式、論文指導体制、研究発表会・報告会のあり方について検討する。(保健福祉学研究科博士前期・後期課程)
- ・ 分野横断的な科目を提供するとともに、Web会議システムを活用したオンライン授業などICT等を積極的に取り入れた授業を実施する。(ヘルスイノベーション研究科修士・博士課程)
- ・ オンライン授業においても、グループワークやプレゼンテーションなどのアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れた授業を実施する。(ヘルスイノベーション研究科修士・博士課程)
- ・ 多くの授業を英語で開講し、国際的人材の輩出を見据えた教育を推進する。(ヘルスイノベーション研究科修士・博士課程)

c 学生の教育・研究活動

- ・ 令和3年度に大学院へ導入したティーチング・アシスタント、リサーチアシスタント制度について、引き続き実施する。

(d) 実践教育センター

a 教育内容

- ・ 保健、医療及び福祉を取り巻く社会環境の変化や新たなニーズに対応できる人材を継続教育で育成するため、年度ごとの授業評価等に基づきカリキュラム編成について検討する。
- ・ 制度改正のほか、ニーズの多様性や社会の動向及び大学や実践教育センターの将来構想を勘案し、令和5年度に向けて教育内容の見直し

を行う。

b 教育方法

- ・ 働きながら学ぶ学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図り、教育効果が最大となるように、授業内容に合わせて対面授業又は遠隔授業を実施する。
- ・ 学生による授業評価やリアクションペーパーを活用し、その結果を教育内容・方法の改善に反映する。
- ・ 個々の学生との面談を定期的に行うことなどにより、学生の学習状況を適宜把握し、指導・助言を行い学生への支援に取り組む。

イ 成績評価等

(ア) 学部教育

- ・ 教育理念・教育目標に沿った学位授与実施方針（ディプロマポリシー）に基づき、公平公正な成績評価を行うとともに、学士課程の望ましいあり方を確保するための取組みを行う。
- ・ 成績優秀者や学術研究活動等において特に高い評価を受けた者を表彰する。（学部・大学院共通）

(イ) 大学院教育

- ・ ディプロマポリシーについて、各領域の特性に応じた1文を追加した。新しくなったディプロマポリシーに基づき、公平公正な成績評価を行う。（博士前期課程）
- ・ カリキュラム等検討委員会等のWGにおいて、審査体制やカリキュラムなどの見直しを検討する。（博士前期・後期課程共通）
- ・ 院生・受験予定者の利便性向上するため、大学Webサイトを更新し、研究の説明や研究テーマ、研究室の活動報告を閲覧できるようにする。（博士前期・後期課程共通）
- ・ 成績優秀者や学術研究活動等において特に高い評価を受けた者を表彰する。（博士前期・後期課程共通）
- ・ 修士論文審査過程について必要に応じて見直しを行う。（ヘルスイノベーション研究科修士課程）
- ・ 科目の単位認定方法等についてシラバスに明示し大学Webサイトなどで公表する。（保健福祉学研究科、ヘルスイノベーション研究科）
- ・ 成績優秀者や学術研究活動等において特に高い評価を受けた者を表彰する。（学部・大学院共通）

(ウ) 実践教育センター

- ・ 科目ごとの目的・目標や成績評価の方法をシラバスに明示し、レポー

トや課題の提出、科目試験、出席状況及び授業への参加状況により公平公正な成績評価を行う。

- ・ 遠隔授業に関しては、適正な成績評価に努める。

(3) 教育の実施体制の整備

ア 教員の配置

- ・ 迅速かつ適切な職員採用及び教員の配置を行う。
- ・ 現場の生の情報を学生に提供するため、第一線で活躍する実践者等の積極的な活用に努める。
- ・ 横須賀・川崎・横浜の3キャンパスの教員を活用し、教育の質の確保を図る。

イ 教育環境の整備

- ・ 学内の要望を取りまとめ、教育備品等の整備計画の策定に取り組む。
- ・ 平日夜間及び土曜日の開講、履修者の希望による一部時間割の調整等、社会人院生への便宜を図る。

(7) 図書関係

- ・ 必要な図書、雑誌及びジャーナルの購入と利用促進に努める。
- ・ 従来の「静かに利用する図書館」以外の価値を提供するため、ラーニングコモンズ導入の具体的な準備を進める。
- ・ 来館せずとも利用できるサービスとして、電子媒体の学外からの利用について検討する。特に、情報システムの更新と連動し、学生の図書館利用の利便性を高める方策を検討する。
- ・ コロナ禍においても教育、研究、地域貢献における図書館の役割を最大限発揮できるよう、適切な運営と情報発信に努める。
- ・ 図書館リニューアルに関するアンケート調査から利用者のニーズを把握し、サービスの充実について検討する。

(イ) 情報関係

- ・ 全学的に導入定着したeラーニングの情報システムについて、安定的に運用するとともに適宜課題等の検証を行う。

ウ 教員の教育能力の向上

- ・ 教員、学生のニーズを多角的に把握し（アンケート調査や意見交換等）、授業内容等の改善につながる全学FDを実施する。
- ・ 学内委員会や学科等、独自のFD・SDをサポートし、教育内容や研究方法等の改善を図る。

- ・ ニュースレターを定期的に発行し、教職員間でFD・SDの実施報告やアンケート結果、動向についての情報共有を図る。

(4) 学生の受入れ

ア 学部

- ・ 高大接続改革や大学入試のあり方に関する検討会議提言を踏まえ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定するための公正かつ妥当な方法をこれまでの検討結果をまとめ確定する。
- ・ 学生募集要項の記載内容や入学者選抜試験の評価基準について検討し、適宜見直しや改善を図る。
- ・ 状況に応じた方法による入試説明会等の開催や進路業者主催の大学説明会や相談会への参加により、受験生に対して積極的に情報を発信する。
- ・ 入学志願者が本学及び本学の入学者選への理解を深められる効果的な入試関連広報のあり方を検討する。

イ 大学院

- ・ 優秀な学生を確保するため、入試制度について必要に応じ見直しを行う。(保健福祉学研究科、ヘルスイノベーション研究科)
- ・ 大学院入試説明会を実施し、アンケート結果に基づき適宜内容の見直しや改善を図る。なお、大学院入試説明会については、オンライン実施やオンデマンド配信など、ニーズに柔軟に対応した実施方法とする。(保健福祉学研究科、ヘルスイノベーション研究科)

ウ 実践教育センター

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度開講中止とし、入学を延期した教育課程の学生を含め、学習意欲が高い現任者の受入れを行う。
- ・ 授業内容や教育効果、働きながら学ぶ学生や受講者の受講のしやすさの観点から、授業形式(感染対策を講じての対面授業と遠隔授業)を検討し、受入れを推進する。
- ・ 県内受講者向けの説明会を充実させるなど、県内在住者及び在勤者の積極的な受入れを推進する。
- ・ 効果的な応募者確保に向け、広報手段の拡充や方法等を検討し、実施する。
- ・ 入学者や応募者が定員を下回る教育課程や教育研修については、その要因を分析し、対応策を検討する。

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 就職説明会参加病院・施設数：90 施設
- ◆ 進路ガイダンスの実施：3 回

(1) 学生生活に係る支援

ア 学習・生活支援

- ・ 新入生オリエンテーションは、実施時間の短縮に合わせて内容を精選し、学科別オリエンテーションやクラウド型教育支援サービス（manaba）等の活用により情報提供を補完する。
- ・ 各学科・専攻において前期・後期の当初にオリエンテーションを実施し、内容の改善を検討する。
- ・ クラス担任や学生委員会委員等を通じて個別の学生のニーズを把握し、Web ミーティング等を活用して必要な学習支援をタイムリーに、きめ細かく行う。
- ・ 支援を要する学生について、学生相談室と連携し適宜必要な支援を行う。また、学生が相談しやすいように Web ミーティングによる相談を継続する。
- ・ 学生の孤立・孤独への対応として、対面や Web ミーティングによる学生同士の交流会（チューターミーティング、学科等）等を適宜、実施する。
- ・ 健康観察票の活用等を通じて健康管理行動の継続を図り、適宜必要な支援を行う。

イ 経済的支援

- ・ 日本学生支援機構奨学金をはじめとした奨学金・修学資金等について、学生に対し積極的に周知を図り、適切な支援を実施する。
- ・ 高等教育無償化に伴う授業料減免について制度の周知を徹底する。なお、現在減免を受けている学生に不利益が生じないよう経過措置を設け適切に対応する。（2022 年度までが経過措置）
- ・ 新型コロナウイルス感染症による学生への経済的な影響を把握し、学生が修学を継続できるよう経済支援を行う。

ウ 課外活動への支援

- ・ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、学生自治会、サークル活動、大学祭等の学生の自主的活動を支援する。
- ・ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、学生が主体的に取り組むボラ

ンティア等の地域貢献活動を支援する。

- ・ 学生が集まる機会が減る場合は、各学科等と調整し新メンバーの募集の機会を設けたり、大学 Web サイト等を活用して情報発信ができるように支援する。

エ その他支援

学生の学内外の活動について情報を収集し、大学 Web サイト等を活用して適切な時期・内容にて成果報告、表彰等を行う。

(2) キャリア支援

- ・ 学生アンケート結果に基づき、進路ガイドブックやガイダンスの内容を見直す。
- ・ 病院・施設等説明会について、アンケート結果等より課題を整理し、対面やオンラインといった実施方法に関わらず、学生に対してより有益となる説明会を実施する。
- ・ 学生のインターンシップ参加に係る支援体制を引き続き検討する。
- ・ 進路状況調査を実施し、分析結果を進路支援事業に活かす。
- ・ 卒業生を招いたガイダンスを実施し、学生のキャリアパス形成の支援を進める。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

◆ 学術論文、著書及びその他の著作の件数：369 件

(1) 研究水準及び研究の成果等

- ・ 多領域にまたがった協働研究を推進する。
- ・ 学会発表や学術雑誌、専門誌等あらゆる機会を活用し、研究成果を積極的に発信することを奨励する。
- ・ 学内研究発表会の実施や大学誌の発行を行う。
- ・ 学術論文・著作等についてカテゴリ分け（論文の種類、査読有り無し等）を行い、質的評価を推進する。
- ・ 政策的研究や政策立案支援・社会実装の推進に取り組む。

(2) 研究の実施体制等の整備

ア 研究実施体制の整備

- ・ 研究倫理及びコンプライアンス教育についての研修を実施する。

- ・ サバティカル研修制度の公募を行う。
- ・ これまでの成果をふまえて、リサーチ・アドミニストレーター（URA）を中心に、教員の研究活動の支援のあり方を検討する。

イ 財政基盤の整備

- ・ 研究助成制度等により、教員の研究活動を積極的に支援する。
- ・ 研究助成の公募方法について検討する。
- ・ 積極的な外部資金の申請を行う。

ウ 研究倫理審査体制

- ・ 教員・学生に対し、研究倫理審査に関する研修を実施する。実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症に考慮して、オンラインで行う。また、学内審査における審査体制の充実を図るため、研究倫理審査委員に対する研修も、引き続き実施する。
- ・ 昨年度、国の倫理指針が改正されたことに伴い、改訂した研究倫理審査に係る手引きの内容の周知徹底を図る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症のパンデミック状況を鑑みて令和2年度からオンラインによる研究倫理審査申請を可能とした。今後は本方式による申請を主軸にすえることとし、それに併せて申請に伴う体制の充実と周知を図る。
- ・ 審査が円滑に進行するよう、必要に応じて運営方法の見直しを行う。
(SHI 研究倫理審査委員会)

4 社会貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 公開講座・市民大学開催回数：16回
- ◆ 高大連携プログラム（高校生向け出張講座）等実施件数：15件
- ◆ 産学官連携事業件数（行政機関及び民間企業との連携事業件数）：15件
- ◆ 海外大学等との交流事業件数：8件

(1) 地域貢献

ア 地域社会との連携

- ・ 大学の教育研究資源を活用し、一般県民向けのヒューマンサービス公開講座を実施する。
- ・ 地域貢献研究センター及びイノベーション政策研究センターを中心に保

健、医療及び福祉に係る県内の地域課題の把握に努め、課題解決に向け県や市町村、地域社会と連携し取り組む。

- ・ 県が進める未病施策や保健医療データに関する取組みに対して、イノベーション政策研究センターを通じて大学が有する知見を提供する。
- ・ イノベーション政策研究センターを中心に、他の学内組織と連携しながら、企業や行政機関等との共同研究を推進する。

イ 県内の高等学校との連携

- ・ 高校教育の質的向上に貢献するとともに、多様な分野への意欲を喚起するため、高大連携講座や模擬授業を実施する。
- ・ 県立高校生学習活動コンソーシアム協議会での他の参加機関との連携を推進する。

ウ 広報

- ・ 広報媒体や大学 Web サイトを積極的に活用し、地域貢献に係る効果的な広報に取り組む。

(2) 産学官の連携

- ・ 企業との共同研究等を推進し、その成果を地域に還元することで地域貢献に寄与する。
- ・ 地域貢献研究センター及びイノベーション政策研究センターを中心に、企業や行政機関等との共同研究の支援体制を整備する。
- ・ 産学官連携を推進していくため、大学 Web サイト等での情報発信の強化に努める。
- ・ KISTEC との連携を進める。
- ・ イノベーション政策研究センターを中心に、他の学内組織と連携しながら、企業や行政機関等との共同研究を推進する。(再掲)

(3) 国際協働

- ・ オンラインを積極的に活用し、学術・教育交流に関する連携協定を締結した海外大学等との連携を推進する。
- ・ 留学生同士の交流機会を確保するため、オンラインを積極的に活用し、定期的に意見交換会を実施する。
- ・ 学生の国際的な視野を養うため、国際協働に係る経験を持つ卒業生による講演会を実施する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 機動的な運営体制の構築

With コロナ、ポストコロナの時代にあっても、役員会、経営審議会及び教育研究審議会の開催について工夫をこらし、連携を図りながら機動的な大学運営を行う。

(2) 学外意見の反映

経営審議会、教育研究審議会及び研究倫理審査委員会等に学外委員を引き続き登用する。

2 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 柔軟な人事制度の整備

クロスアポイントメント制度をはじめとする人事制度について、より柔軟に大学の実情に対応するよう整備・活用を進める。

(2) 人材の確保と活用

- ・ 適宜適切な職員採用により優れた職員を確保する。
- ・ オンライン面接等も活用し速やかな人材確保を進める。
- ・ 人事評価制度に基づく、適切な人材活用を行う。
- ・ 3キャンパスにおける教育・研究機能の強化、連携を図り、人材を相互に活用する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 事務組織

効率的な事務局運営のために、引き続き組織のあり方について検討を行う。

(2) 事務の効率化

効率的な事務執行を図るため、複数年契約等の適用範囲の拡大や物品調達を集約化などの適切な運用を行う。

(3) 事務職員の能力向上

- ・ 事務職員の専門的知識の向上を図るため、事務職員全員の参加を目指しスタッフ・ディベロップメント（SD）を実施する。
- ・ 大学外で行われる研修等（県が実施する職員研修を含む。）に参加することにより能力向上が図れるよう、情報提供を行う。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

◆ 科学研究費補助金等の申請件数：54件

(1) 外部研究資金の獲得

科学研究費助成金の応募促進と採択率の向上を目指し、研修を実施する。

(2) その他の自己収入の確保

- ・ 入学者の定数確保に努め、授業料や入学料の安定財源を確保する。
- ・ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、学内施設の貸付を行う。
- ・ 大学 Web サイトへのバナー広告等の募集を積極的に行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

省エネルギー等の経費抑制に係る取組みについて、職員・学生に周知し、全学的な意識共有を図る。

3 資産の運用管理に関する目標を達成するためとるべき措置

資金計画に基づき適正な資金運用を行う。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（人件費の見積りを含む。）

令和4年度予算

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
運営費交付金	2,382
自己収入	709
入学金及び授業料収入	675
その他（雑収入）	34
補助金等収入	36
受託研究等収入及び寄附金収入	253
目的積立金取崩収入	203
計	3,585
支出	
業務費	2,458
教育研究経費	303
人件費	2,154
一般管理費	618
設備整備費	256
受託研究費等経費及び寄附金事業費等	253
計	3,585

注 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。

また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2 収支計画

令和4年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	3,587
経常費用	3,587
業務費	2,905
教育研究経費	497
受託研究等経費	253
人件費	2,154
一般管理費	618
減価償却費	63
臨時損失	0
収入の部	3,587
経常収益	3,383
運営費交付金収益	2,320
授業料収益	539
入学金収益	117
検定料収益	18
補助金等収益	36
受託研究等収益（寄附金を含む。）	253
雑益	34
資産見返運営費交付金等戻入	48
資産見返物品受贈額戻入	15
臨時利益	0
目的積立金取崩額	203
純利益	—
総利益	—

注 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。

また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3 資金計画

令和4年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	3,585
業務活動による支出	3,523
投資活動による支出	62
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	3,585
業務活動による収入	3,382
運営費交付金による収入	2,382
授業料及び入学検定料等による収入	675
補助金等収入	36
受託研究等収入（寄附金を含む。）	253
その他の収入	34
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	203

注 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。

また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

第5 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

6億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延又は事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第7 第6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第9 その他業務運営に関する重要な目標を達成するための措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 施設設備の整備

施設・設備改修計画及びPFI契約による長期修繕計画に基づき、施設・設備の整備を行う。

(2) 施設設備の活用及び見直し

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、大学の諸施設の一般開放を進める。

2 安全管理に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 防災等の危機管理体制の強化

定期的に訓練を実施し、適宜マニュアル等の検証を行う。

(2) 情報セキュリティ対策の充実

情報セキュリティポリシーに基づき、情報の管理及び運用の適正化を図る。

(3) 個人情報の保護

個人情報の保護に係る講習会を定期的実施する。

3 情報公開等の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 大学としての説明責任を果たす観点から、年度計画や財務諸表、また教員の研究テーマや業績等を大学Webサイトで公表し、見える化に取り組む。
- ・ 情報発信媒体の充実を図るため、大学案内や大学院案内などのパンフレットの作成や大学Webサイトの改修を適宜行うとともに、SNSの活用をより積極化し、タイムリーな情報を発信する。

4 社会的責任に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 人権啓発に係る研修等の実施：3回
- ◆ ハラスメントに関するアンケート調査の実施：1回

(1) 法令遵守の徹底

不祥事防止研修や、研究における不正防止に係る研修を実施する。

(2) 人権啓発の推進

- ・ 学生及び職員向けのハラスメント防止研修を実施する。(職員向け：年2回、学生向け：年1回) また、ハラスメントに関するアンケート調査を年1回実施する。
- ・ 適宜ハラスメントの相談を相談員が受け、ハラスメント防止に努める
- ・ 全学生・職員にハラスメント防止に関するパンフレットを配布し啓発活動を行う。

(3) 環境への配慮

職員・学生に対し省エネルギーの啓発等を行い、全学で環境への配慮に取り組む。

(4) LGBT など性の多様性を尊重するための取組

LGBT など性の多様性を尊重し、理解増進を進めるためにガイドラインの策定・運用を進める。

第10 その他県の規則で定める業務運営に関する重要事項

1 人事に関する計画

第2の2「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

2 県からの長期借入金の限度額

なし

3 積立金の処分に関する計画

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

第 11 自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己点検及び評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 自己点検及び評価の実施

自己評価・内部質保証審査会等で自己点検及び評価を行う。

(2) 自己点検及び評価の結果の活用

自己評価及び県評価委員会からの評価結果について、翌年度以降の業務改善に反映させる。

(3) 外部評価の実施

文部科学大臣の認める認証評価機関による外部評価を受審し、教育の質の保証及び改善につとめる。

2 自己点検及び評価の状況に関する情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

年度計画に係る自己点検・評価結果、県評価委員会からの評価結果等について、大学 Web サイトで公表する。